8.7　申請書には、競技者の競技の水準（例えば、国際競技連盟の検査対象者登録リスト）、競技並びに、適当な場合には、種目及び具体的な守備位置又は役割を明記する。

8.8　申請書には、現在又は過去の治療目的使用に係る除外措置の申請、当該申請を行った機関、当該機関の決定及び再審査又は不服申立てに関する他の機関の決定を記載する。

8.9　申請書には、包括的な病歴並びに当該申請に関連するすべての検査結果、試験所の調査結果及び画像検査の結果を添付する。診断及び治療に関係する主張並びに有効期間に関係する主張は、世界ドーピング防止機構による「治療目的に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」を指針とすべきである。

8.10　ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置委員会が承認の前に追加的に要求する関連する調査、検査又は画像検査は、申請者の費用負担によって行う。

8.10の規定に関する注釈　申請者が所属する国内の競技連盟は、場合により、この費用を支払うことを選択することができる。

8.11　申請書には、適切な資格を有する医師による報告であって、競技者の治療における禁止される物質又は禁止される方法の必要性を証明し、及び使用が認められている代替薬をこの疾患の治療において用いることができない理由又は用いることができなかった理由を記述したものを添付する。

8.12　申請書には、治療目的使用に係る除外措置を求める禁止される物質又は禁止される方法について、その物質の名称又はその投与の方法、用量、頻度、経路若しくは期間を記載する。変更がある場合には、新規の申請書を提出する。

8.13　通常の場合には、治療目的使用に係る除外措置委員会は、関係するすべての書類の受領の後三十日以内に決定を行うべきであり、また、その決定は、関係するドーピング防止機関により競技者に対して書面により伝達される。治療目的使用に係る除外措置の申請書が競技会前の合理的な期間内に提出された場合には、治療目的使用に係る除外措置委員会は、当該競技会の開始前に治療目的使用に係る除外措置の手続を終了させるため最善の努力を払うべきである。

8.13の規定に関する注釈　ドーピング防止機関が、競技者の治療目的使用に係る除外措置の申請に対し、合理的な期間内に対応することができない場合には、競技者は、申請が非承認となった場合と同様に、世界ドーピング防止機構による再審査を求めることができる。

9.0　使用の申告

9.1　禁止表には、禁止されていない特定の物質又は方法であって、競技者が使用の申告を行う必要があるものを明記する。競技者は、ドーピング管理のための様式による使用の申告を行うこと及び可能な場合にはドーピング防止運用管理システムを通じて使用の申告を行うことにより、この要件を満たすべきである。

9.2　競技者が、9.1の規定に従いドーピング管理のための様式により及び可能な場合においてドーピング防止運用管理システムを通じて使用の申告を行わなかったことは、ドーピング防止規則に対する違反とみなしてはならない。

9.2の規定に関する注釈　競技者に対し権限を有するドーピング防止機関の規則においては、申告が行われなかった場合の措置として、ドーピング防止規則の違反に対する措置以外のものを課すことができる。

10.0　治療目的使用に係る除外措置の決定の世界ドーピング防止機構による再審査

10.1　世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者、7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者又は国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者に対し、治療目的使用に係る除外措置の申請に関連してドーピング防止機関に提出したすべての情報の写しを提出する。世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、治療目的使用に係る除外措置を許与する決定が世界ドーピング防止機構により再審査において取り消された場合には、その取消しは、遡及して適用されてはならず、かつ、治療目的使用に係る除外措置が許与されていた期間における当該競技者の成績は、失効しない。当該取消しは、競技者に対する決定の通告の後十四日以内に効力を生ずる。

10.2　国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者、7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者又は国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、治療目的使用に係る除外措置の非承認の決定について、世界ドーピング防止機構に対し当該非承認の日の後二十一日以内に書面による要請を行うことにより、世界ドーピング防止機構による再審査を請求することができる。そのような再審査の請求を行う競技者は、世界ドーピング防止機構が定める申請手数料を支払うものとし、世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に対し、治療目的使用に係る除外措置の申請に関連してドーピング防止機関に提出したすべての情報の写しを提出する。世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、治療目的使用に係る除外措置を非承認としたドーピング防止機関が入手した書類に基づいて請求を審査するが、明確化のために、8.10に規定する追加的な検査を含む追加的な情報を競技者に求めることができる。当初の治療目的使用に係る除外措置の非承認は、世界ドーピング防止機構による再審査の手続が終了するまで引き続き効力を有する。世界ドーピング防止機構が治療目的使用に係る除外措置の非承認を取り消す場合には、治療目的使用に係る除外措置は、世界ドーピング防止機構の決定に定める条件に従い、直ちに効力を生ずる。

10.3　ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置の決定を確認し、又は取り消す世界ドーピング防止機構の決定は、規範13の規定に従ってスポーツに関する仲裁裁判所に上訴をすることができる。

11.0　従前に許与された略式の治療目的使用に係る除外措置

11.1　従前に許与された略式の治療目的使用に係る除外措置であって、既に有効期間が満了し、又は取り消されたもの以外のすべてのものについては、二千九年十二月三十一日にその有効期間が満了する。

○東北地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年東北地方整備局告示第八十号喜多方都市計画道路事業

三・五・三号西小原北町線及び三・四・一号舞台田上勝線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	幸手市大字上高野字慶作前二六八五番二地先から同市大字上高野字慶作前二六八五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十五日